

こ成環第104号  
令和6年3月30日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

子育て世帯訪問支援事業の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 子育て世帯訪問支援事業実施要綱

### 1 事業の目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業の内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、（1）若しくは（2）又は（1）（2）を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。

- （1）家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- （2）育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- （3）子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- （4）地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- （5）支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

### 4 対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必

要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

## 5 実施方法

### (1) 訪問支援員の要件

訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

- ① (2) に規定する研修の内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者
- ② 以下 (ア) ～ (ウ) に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (イ) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

## (2) 研修

訪問支援員の質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

## 6 留意事項

- (1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- (2) 事業者や訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- (3) 訪問支援員は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
- (4) 市町村は、事業者や訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況の把握に努めること。
- (5) 事業の実施にあたっては、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、育児・養育支援中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。また、補償保険に加入するなど児童の事故に備えること。

## 7 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。